

# 令和2年度 事業計画

自：令和 2年 4月 1日  
至：令和 3年 3月31日



## ○ はじめに

---

これまでの日本では、地域の相互扶助や家族・親戚の助け合いなど、日常生活を通して様々な場面で、支え合いの機能がありました。社会福祉の分野におきましても時代の流れや生活様式に合わせて社会保障制度や福祉サービスが目まぐるしく変化し、困っている方や支援を必要としている方への相談窓口が広がってきたように思います。しかしながら、相談窓口が広がりを見せ高齢者・障がい者・こどもなど領域別福祉の知見を深める一方で、生活や生産様式の機械化・近代化等に伴い、地域における互助機能が低下してきている現状があります。それは瀬戸内市も例外ではなく、生活領域における地域の基盤が弱まりを見せており、地域社会全体で取り組まなければならない生活課題が顕在化してきています。

このような社会構造の変化を踏まえて、現在では「支援する人」、「支援を受ける人」と区別するのではなく、地域に住む一人ひとりが主体となり、役割や生きがいを持って共に地域社会へ参画する時代を迎えています。

地域で福祉を推進することについては、社会福祉協議会の役割であり、得意分野とするところですが。社会福祉制度や分野を超えて、人と人の顔が見える関係・人と社会資源がつながる関係を構築し、地域共生社会の醸成を目指します。そのためには、社会福祉分野において専門的知識を有する本会職員と地域にお住いの皆様や福祉関係団体との協働が必要不可欠であり、より一層の推進を図っていきます。

## ○ 基本理念（スローガン）

---

**思いやり 支え合い**

**みんなで築く 福祉の輪**

## ○ 重点施策

---

### ① 地域における公益的な取り組み

社会福祉法人が地域の関係者とのネットワークを組み「制度の狭間の複合的な課題」や「既存の制度やサービスでは対応できない新たな福祉課題」等に対し、社会福祉法人が有する施設機能、専門性やノウハウを活かしたサービスや活動を創出・実践し、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

### ② 障がい・こども福祉の充実

障害者計画相談支援事業所を立ち上げ、障がいのある方が適切に福祉サービスを利用できるように計画を作成し、地域社会により参画できるように努めます。また、こどもや保護者への福祉支援として、遊ぶことができるひろばを提供し、悩みごとの相談や保護者同士・高齢世代との交流を深める機会を創出します。

### ③ 福祉総合相談体制づくりの推進

各種相談事業（日常生活自立支援事業、法人後見事業、生活福祉資金貸付事業）及び各センター（地域包括支援センター、権利擁護センター、生活相談支援センター）の推進を図ると共に、支援を通じた地域づくりを実施し、また障がい・児童分野の関係機関との連携を強化します。

### ④ 社協活動の理解促進

ひとりでも多くの地域住民が、地域福祉活動やボランティア活動・市民活動に参画していただけるように活動の周知を図ります。特に若い世代へのアプローチとして、本会ホームページをより閲覧しやすくし、SNSなど情報発信ツールの充実を図ります。

## ○ 社協・生活支援活動強化方針

---

### ① 地域福祉コーディネーターの育成とアウトリーチの徹底

専門的なスキルを持つ地域福祉コーディネーターを育成し、個別支援の実践を基礎にアウトリーチ（地域に出向いていくこと）を徹底します。制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

### ② 相談・支援体制の強化

生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

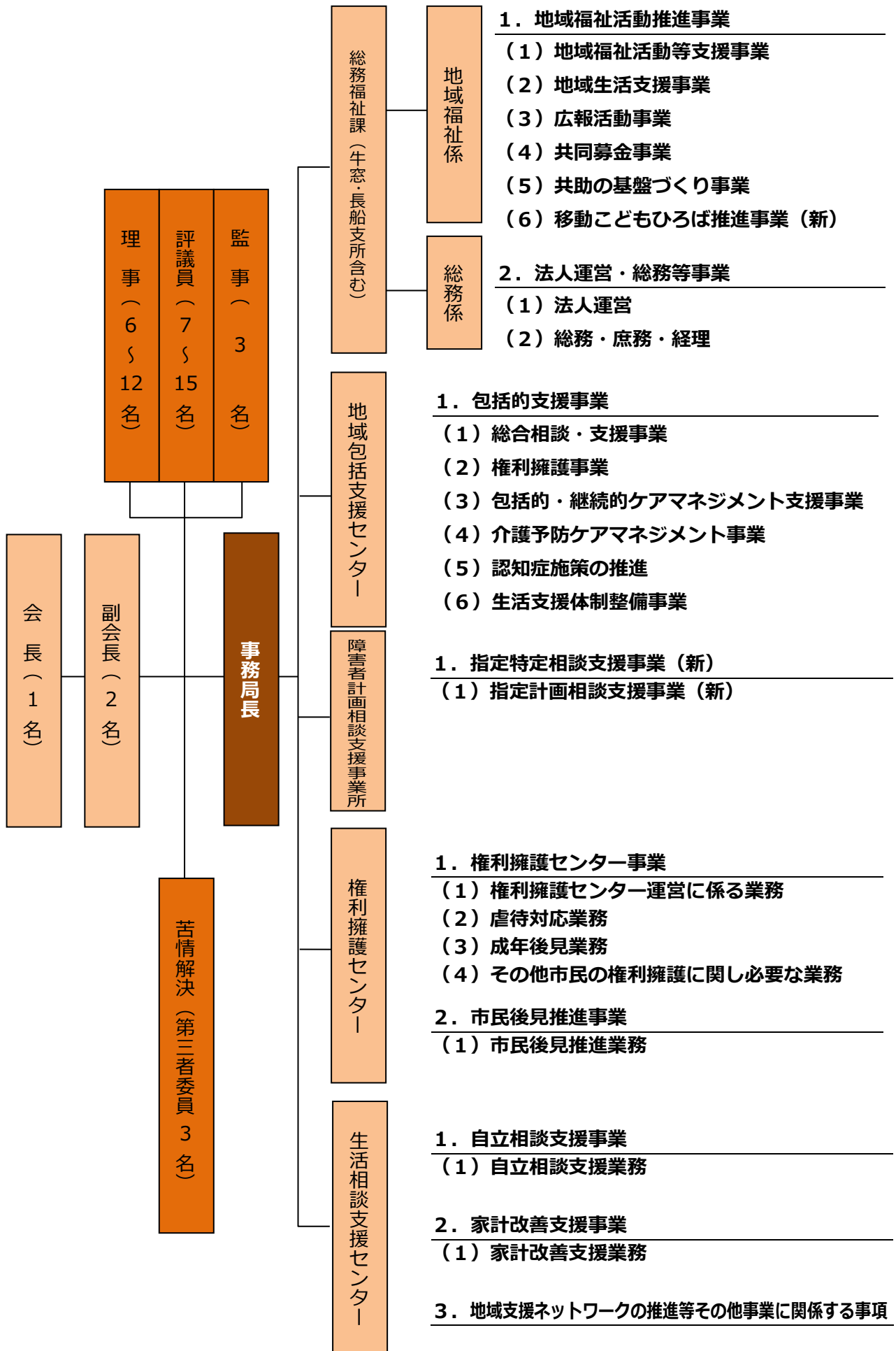
### ③ 地域づくりのための活動基盤整備

さまざまな事業・活動において住民参加を意識し、連携・協働を心掛け、住民同士の助け合いによる地域づくりを継続的に協議する仕組みを構築します。また、一部の人のための福祉教育活動ではなく、全ての人々にかかわる福祉教育活動を展開します。

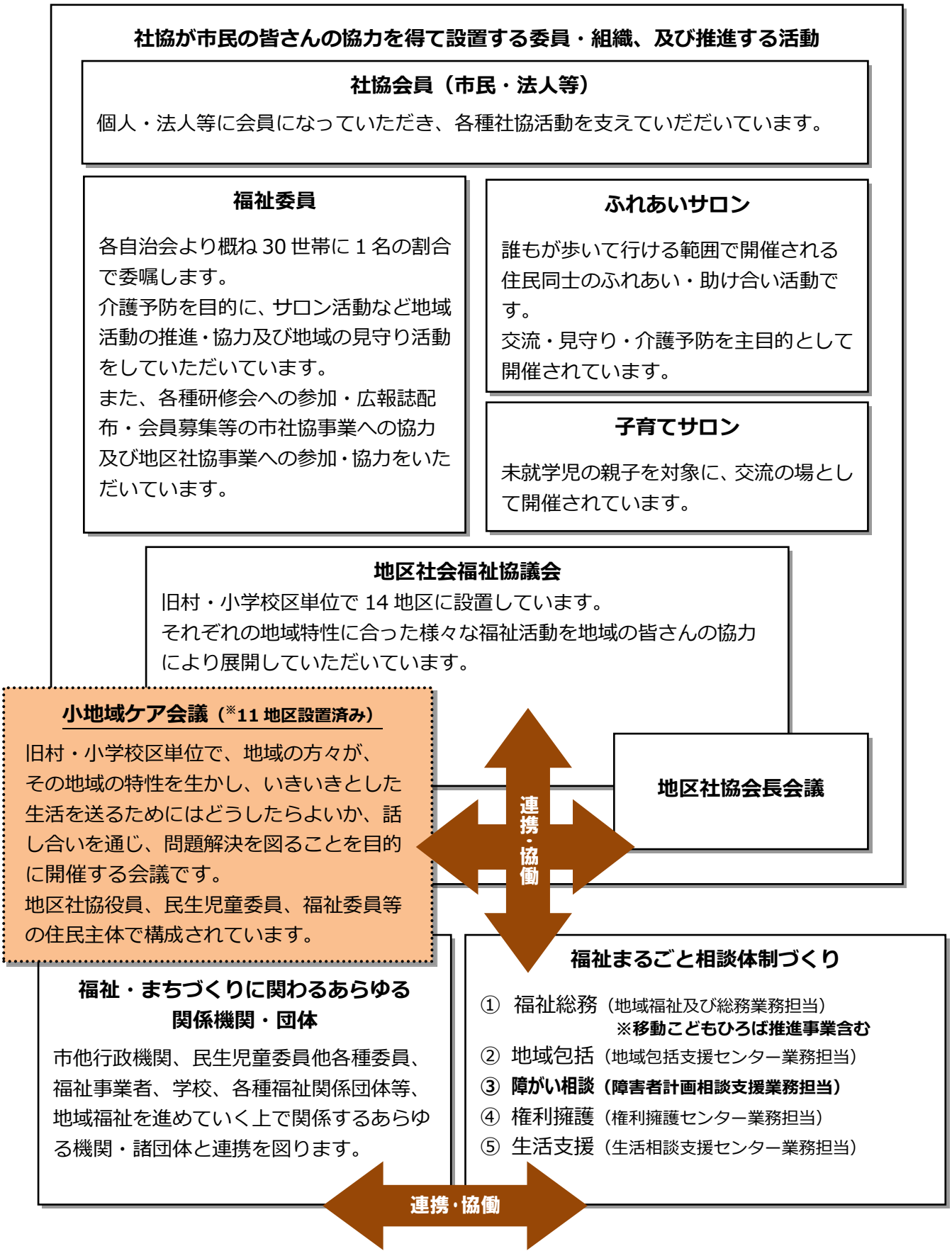
### ④ 行政とのパートナーシップ

社協の実施事業に関して行政の協力も得ながら積極的に広報し、総合相談・生活支援システムの構築に向け、行政と一体となって計画的かつ継続的に地域福祉の推進を進めます。

# ○ 法人組織図



# ○ 地域福祉推進体制



# ○ 総務福祉(地域福祉・総務) 邑久本所・牛窓支所・長船支所

## 1. 地域福祉活動推進事業

### (1) 地域福祉活動等支援事業

#### ① 福祉委員（制度）

目的：地域福祉（小地域福祉活動）にかかわる人材を確保するために、ふれあいサロンなど小地域福祉活動への参加及び運営協力、地区社協活動及び民生児童委員等と連携した見守り活動、社協会費及び共同募金運動への募集協力などを通じ、各地域における福祉力の維持・向上を図ることを目的とします。

| 項目                               | 内容  |
|----------------------------------|---|
| 福祉委員等を対象とした小地域ごとの研修会を開催          | 助け合いのネットワークづくりを広げ、身近な地域ごとの困りごと等の発見、解決に向けた活動を充実させるために、「民生児童、福祉委員合同研修会」等を開催します。     |
| 小地域ケア会議等を通じた民生委員・福祉専門職との情報交換会の推進 | 市内 14 地区で小地域福祉活動を推進している地区社協役員・民生委員等・福祉専門職が、小地域ケア会議等の開催を通じて連携を深め、各地区の福祉課題の解決に努めます。 |
| 通年でしているこれまでの実施内容                 | 「福祉委員手引き」の作成、「福祉委員だより（年 6 回）」の発行等を継続して、活動に役立つ情報を提供します。                            |

#### ② ふれあいサロン事業

目的：地域に住む子どもから高齢者までが身近なところで気軽に集まることができる「つどいの場」をつくることにより、地域住民が相互に心の交流を図り、いつまでも安心していきいきとした生活を送ることを目的とします。

| 項目                    | 内容   |
|-----------------------|--|
| ふれあいサロン補助金            | サロン活動を行っている団体に補助金交付を行います。<br>【※市内全 62 カ所、うち 3 カ所が子育てサロン（令和元年度末現在）】       |
| ボランティア講師との調整及び新規講師の開拓 | 講師依頼時の日程調整と新規ボランティア講師の開拓を行います。   |
| サロン代表者同士の交流           | ふれあいサロン代表者同士の交流を図り、情報交換機会を提供します。   |
| 介護予防に関するメニューの提案及び推進   | 地域包括等関係機関と連携し、認知症や寝たきり等介護が必要な状態にならない為の介護予防メニューを提案し、サロンで取り組んでいただけるよう努めます。 |

#### ③ 地区社協及び小地域福祉活動推進支援事業

目的：地域の様々な福祉的課題を共有及び解決するために、市社協が地区社協等で行われる地域課題に対応した柔軟な福祉活動を支援することによって、誰もが住みよい地域づくりの推進に寄与することを目的とします。

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| 地区社協活動支援 | 当該地区の会費実績 40%及び共同募金実績の 10%を地区社協運営費として地域へ配分します。 |

|             |   |
|-------------|---|
| 地区社協活動支援    | 地区社協ごとに担当職員を配置し、地域福祉活動を支援します（小地域ケア会議の立ち上げ、研修会の開催支援等）。                                     |
|             | 小地域ケア会議等地域の実情等に応じた取り組みやすい内容や取り組んで欲しい内容をメニュー化し、活動プログラムとして提供できるように努めます。                     |
| 地区社協会長会議の開催 | 地区社協会長会議を定期開催し、地区社協相互の情報交換の機会を提供することを通じて地区社協の福祉課題を本会の各種事業へ反映させ、小地域福祉活動を地区社協と連携・協働して推進します。 |

#### ④ ボランティア・市民活動センターの機能強化

**目的：**地域の生活課題に対して、地域の支え合う関係や繋がりの再構築を基盤にして、多様な主体が協働できるボランティア・市民活動センターを目指します。具体的には、隔月で開催される瀬戸内市ボランティア連絡協議会の定例会などを通じてボランティア活動に役立つ新しい情報提供を行います。

| 項 目                                     | 内 容  |
|---|--|
| ボランティア活動相談                              | ボランティアしたい人へのボランティア情報の提供及びボランティアを求める側からの相談対応を行います。  |
| ボランティア人材の発掘・育成                          | ボランティアや地域活動等を始めたい人を発掘し、活動支援を行います。  |
| ボランティア保険の受付                             | ボランティア活動保険・行事用保険の加入促進と加入手続きを行い、安心して活動できるよう支援します。   |
| ボランティア連絡協議会の活動支援                        | ボランティア連絡協議会の活動を通じて、市内のボランティア同士の情報交換・交流・学習の促進を図ります。<br>また、市内のボランティア団体・個人に対して瀬戸内市ボランティア連絡協議会への参加を呼びかけ、連携・情報交換できるよう支援します。   |
| ボランティアルーム、備品の貸出し                        | ボランティアルームの利用促進を行います。また、レクリエーショングッズや福祉学習に使用する高齢者疑似体験セット等の備品の整備及び貸出しを行います。   |
| 夏のボランティア体験事業<br>(事前研修会・活動調整会議、活動報告会の開催) | 受入先に迷惑がかからないよう、ボランティア活動の心構え、姿勢やマナー等について事前説明を行う機会を設けます。多くのボランティアが、参加しやすいように各中・高等学校及び大学等との調整を図ります。<br>活動の振り返りのできるような内容の充実を図ります。  |
| 福祉協力校活動の支援<br>(学習メニューの提案)               | 保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・高校からの申請に基づいて助成金交付を行い、園児・生徒が思いやりと優しさを養うとともに、地域に根ざした福祉教育を実践されるよう、必要な支援を行います。<br>狭義の福祉にとらわれない、あらゆる分野の様々な学習メニューが提案できるよう日頃から情報収集・人材発掘を行います。また、単発的な体験学習から、より充実した学習になるような「プログラム」を作成・提案できるよう努めます。 |

|   |   |
|---|---|
| 出前福祉講座                                  | 小・中学校や地域等からの依頼により、高齢者疑似体験・車いす体験等の出前福祉講座を行います。<br>その他様々な分野の出張講座を行う団体やゲストティーチャーの紹介・調整を行います。                           |
| 生活支援サポーターの養成及び調整<br>(ささえあい活動者交流会)       | 地域での助け合い活動を基本とするサポーターを養成するとともに、ニーズ把握・整理やサポーターの調整を行います。<br>年1回、サポーター・コープ応援者・シルバー人材センター会員同士の交流とささえあい活動の紹介、情報交換会を行います。 |
| 災害ボランティアセンターに関する訓練及び防災意識向上メニューの企画・実施(新) | 災害に備えて、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施すると共に、日頃からの防災意識向上につながるメニューを企画し、実施します。  |

#### ⑤ 各種福祉団体及び当事者団体等支援

**目的：**市民活動の活性化及び当事者団体の自立した運営体制を確立させるために、諸団体の運営支援並びに補助金を提供することにより、市民の福祉の向上並びに地域生活の安定を図ることを目的とします。

| 項目                             | 内容   |
|--------------------------------|--|
| (瀬戸内市老人クラブ連合会)<br>自立した運営体制の確立  | 市老人クラブ連合会事務局機能強化の支援を図り、介護予防等諸課題へ本会(地域包括等)と連携・協働した取り組みができるよう情報提供をします。 |
| (瀬戸内市身体障害者福祉協会)<br>自立した運営体制の確立 | 市身体障害者福祉協会事務局機能強化の支援を図り、障害者福祉推進へ本会と連携・協働した取り組みを行います。                 |

#### ⑥ 日常生活用具貸出事業

**目的：**けがや病気で一時的に、車いす等が必要になった場合、貸し出しを実施します。貸し出しを通じて介護等の負担の軽減を目的としています。

| 項目          | 内容  |
|-------------|---|
| 貸出用具の貸出し・管理 | 台数確認や適宜メンテナンス等の物品管理をして、スムーズに貸し出しできるように努めます。 |

#### ⑦ その他地域福祉活動等推進支援に関する取り組み

**目的：**各種地域福祉活動の活性化による福祉のまちづくり推進のため、①～⑥の各事業に加え、その他、学習支援・ふれあい食堂など地域の新たな福祉課題の活動や住民主体の生活支援サービスについても、関係機関と検討していきます。

### (2) 地域生活支援事業(※受託事業：①～②)

#### ① 日常生活自立支援事業(※岡山県社協からの受託事業)

**目的：**認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方に対し、生活支援員の協力を得て、福祉サービスの利用や日常生活に必要な金銭の管理をすることで、地域において自立した生活が送れるように支援することを目的とします。



| 項 目              | 内 容   |
|------------------|---|
| 福祉サービス利用援助・金銭管理等 | 福祉サービス利用に関する相談支援と金銭管理のサービスを行います。  |
| 関係機関とのケース会議      | 市担当課、介護保険事業所、地域生活支援センター、権利擁護センター、地域包括支援センター、生活相談支援センター等関係機関と必要に応じケース会議を開催します。 |
| 広報啓発             | 事業の周知を図るため、市内の民生委員、福祉委員、介護保険の居宅介護支援事業所等へも広報啓発活動に努めます。                         |
| 生活支援員研修          | 研修会を企画・開催し、生活支援員の資質向上に努めます。   |

#### ② 生活福祉資金貸付事業（※岡山県社協からの受託事業）

**目的：**同制度の受託事項（相談、申込書の受付、償還指導等）を円滑に実施し、貸し付け援助が必要な世帯に対して貸し付けと必要な相談支援を行うことで、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的とします。また、「生活相談支援センター（生活困窮者自立支援事業）」との連携を図り、相談者を孤立させない対応・仕組みづくりに努めます。

| 項 目            | 内 容   |
|----------------|---|
| 生活相談支援センターとの連携 | 「生活相談支援センター」と連携し、同貸付制度の手続きだけではなく、相談者の家計等生活全般を把握することにより孤立させない相談機能の強化に努めます。 |

#### ③ 緊急援護資金貸付事業

**目的：**生計の維持が一時的に困難で窮迫した状況にある生活困窮者に対し、本資金を貸し付け、その世帯の福祉の増進及び自立の促進を図ることを目的とします。

| 項 目            | 内 容   |
|----------------|---|
| 生活相談支援センターとの連携 | 「生活相談支援センター」と連携し、同貸付制度の手続きだけではなく、相談者の家計等生活全般を把握することにより孤立させない相談機能の強化に努めます。 |

#### ④ 法人後見事業

**目的：**市民後見人が安心して後見業務に取り組める体制を構築すると共に、本会が後見人になって財産管理・身上監護を担うことで、認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない方の権利擁護を図ることを目的とします。

| 項 目           | 内 容   |
|---------------|---|
| 市民後見人の活用と活動支援 | 市民後見人が持ち味を発揮しながら安心して後見人業務を担える様に、市民後見人対象の賠償保険への加入や研修・相談体制の充実を図ります。 |
| 受任に関する調整会議    | 学識経験者や法律・医療・福祉・行政関係者等で構成する法人後見運営委員会で受任調整を行います。                    |
| 財産管理・身上監護等    | 家庭裁判所からの審判により後見業務を行います。市民後見人や地域の関係者と協力して、より本人の意向に沿った支援を行います。      |

### (3) 広報活動事業

#### ① 広報誌発行业

目的：市民が福祉やボランティアに関する身近な情報を得るため、定期的に地域福祉に関する広報誌を発行・提供することを通じて、住民同士の助け合い・支え合いの「福祉のこころ」を育むことを目的とします。

| 項目                    | 内容   |
|-----------------------|--|
| 広報誌の発行・配布<br>(有料広告掲載) | 年6回偶数月に発行し、住民及び市内法人・団体に配布します。また、市内法人・団体から有料広告を募集し掲載します。            |
| 広報編集会議の開催             | 地域福祉係・地域包括・障害者計画相談・権利擁護・生活相談等各担当職員と連携し、広報誌面の検討を行い魅力ある広報誌づくりに努めます。  |
| ホームページのリニューアル<br>(新)  | 情報を分かりやすく市民にお知らせするためにホームページを全面リニューアルします。随時更新によりタイムリーな福祉情報の発信に努めます。 |

### (4) 共同募金事業

#### ① 瀬戸内市共同募金委員会運営支援事業

目的：瀬戸内市共同募金委員会が担う各種共同募金事業への支援及び協力を通じて誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる「福祉のまちづくり」に寄与するとともに新たな活動財源づくりも進めます。

| 項目       | 内容  |
|----------|---|
| 運営委員会の開催 | 年3回を目安に適宜開催します。   |
| 募金運動実施協力 | 役員及び学校、ボランティア団体等と連携し、街頭募金・市内イベント等へ参加し、様々な世代へ同運動をアピールするとともに、実績額に反映させるよう努めます。 |
| 配分金の活用   | 本会及び地区社協への配分金、独自の助成金等を効果的に活用致します。   |

### (5) 共助の基盤づくり事業

目的：住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築することにより、孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会との繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守りやちょっとした困り事等の基本的な生活支援などを実施することを目的とします。

| 項目            | 内容   |
|---------------|--|
| 地域交流の場の提供     | 市内のボランティア団体、有志等と連携し、地域交流の拠点として気軽に立ち寄ることができる機会を提供し、孤立の防止と社会参加の促進を進め、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築します。 |
| フォーラム等の開催 (新) | 地域における助け合い・支え合い活動を広げていくことを目的に、市内の身近な実践活動を周知する機会を設けます。                                      |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| ボランティア・市民活動センター事業との連携（新） | 生活支援サポーター・災害ボランティア関係事業やこども食堂支援等を通じて、地域における助け合い・支え合いの機運や活動を促進します。 |
|--------------------------|--|

## （６）移動こどもひろば推進事業（新）

目的：こどもが安心して遊ぶことができる基盤を構築することにより、保護者への支援、社会との接点を持ち、地域での子育てを地域住民と共に行う居場所づくりを実施します。保護者同士や高齢者世代の交流を通じて、子育てに関するちょっとした困り事等の情報交換の場としての活用を目指します。

| 項 目           | 内 容  |
|---------------|--|
| こどもの遊び場の提供（新） | 市内のボランティア団体、有志、行政等と連携し、こどもが遊べる拠点を設け、社会参加の促進を進め、誰もが安心して子育てができる基盤を構築します。 |
| プレーカー事業（新）    | 選定したおもちゃや遊具をプレーカーで搬入し、こども達自身が考えて遊ぶことができるように支援します。                      |

## ２．法人運営・総務等事業

### （１）法人運営

#### ① 法人運営

目的：当法人の経営及び組織の活性化を図るため、定期的な理事会の開催、各種事業への参加等を促すことによって、地域福祉の推進に寄与することを目的とします。

| 項 目            | 内 容   |
|----------------|---|
| 理事会・評議員会の開催    | 理事会及び評議員会の定期開催し、法人の円滑な運営に努めます。                  |
| 評議員選任・解任委員会の開催 | 定款及び評議員選任・解任委員会運営細則に基づき、必要に応じ開催し、法人の円滑な運営に努めます。 |

#### ② 自主財源の確保

目的：当法人を安定的に経営するために、各種補助金や受託金とは別に財源の確保に努めます。単に資金調達を目指すだけでなく、市民の理解を得ながら組織と財源を安定的に成長させ、各種事業を継続して運営できることを目的とします。

| 項 目                 | 内 容   |
|---------------------|---|
| 寄附金の受付              | 香典返し、篤志寄付を中心に受け付け、せとうち社協通信にて周知します。                                |
| 書き損じハガキ<br>未使用切手の募集 | 市内外の方から広く受け付け、集めたハガキと切手はご協力頂ける法人・団体に買い取って頂き、その売り上げを地域福祉の活動費に充てます。 |
| 募金型自動販売機の設置         | 当福祉センターに自動販売機を設置し、ロケーションマージンとは別に売り上げの一部を募金として受け付けます。              |

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| コース・リレティッド・マーケティング（寄附付き商品販売）の試験的運用（新） | 商品を購入し、その一部を社会貢献活動に充てる試みです。市内外の企業・団体と連携を図り、企業はイメージアップにつながり、購入者は手軽に社会貢献できる仕組みです。 |
| その他自主財源の確保                            | 本会で取り組める手法を選定し、実現に向けて勉強会を実施し、可能な事業から随時取り組みます。                                   |

### ③ 地域における公益的な取組

**目的：**市内の社会福祉法人、NPO法人、株式会社等の社会福祉事業を実施する法人が地域の多様な福祉課題及び生活課題に対応するために、「地域における公益的な取組」を積極的に推進し、地域共生社会の実現に寄与するとともに、法人相互の連携、協働の促進を目指します。

| 項目                                     | 内容   |
|--|--|
| 瀬戸内市社会福祉法人等地域貢献活動推進協議会（ささえ愛ネットせとうち）の設立 | 市内の社会福祉法人、NPO法人、株式会社等の社会福祉事業を実施する法人が地域の多様な福祉課題及び生活課題に対応するために、「地域における公益的な取組」を積極的に推進し、地域共生社会の実現に寄与するとともに、法人相互の連携、協働の促進するための組織を設立します。 |

## （２）総務・庶務・経理

### ① 経理及び労務管理

**目的：**安定的かつ継続的な地域福祉活動の推進支援並びに多角的な視点と責任感を持った人材育成及び意欲的に能力発揮できる職場環境づくりを図るため、適正かつ効率的なコスト意識の醸成並びに労務管理を実施し、当会運営を円滑にすることにより、地域福祉推進に寄与することを目的とします。

| 項目                              | 内容   |
|---------------------------------|--|
| 地域福祉コーディネーターの育成（計画的な人材育成への取り組み） | <p>援護を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見・相談援助、必要なサービスや専門機関へつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援ができる人材育成を目指します。</p> <p>また、職員全体の資質向上を目指し、計画的な人材育成に取り組むため、職務上求められる職員研修の実施に努めます。</p> |
| 働き方改革関連法に沿った対応及び検討（新）           | 「有給休暇の取得義務化」「残業時間の適正管理」の適切な対応に努めます。また「同一労働同一賃金制度」に沿った非正規職員の処遇見直しを検討します。  |

### ② 瀬戸内市総合福祉センター管理運営

**目的：**各種ボランティア及び当事者団体等が当センターの有効活用を促進することで諸団体活動の円滑な事業運営を図り、地域福祉の安定及び向上並びに市民活動の活性化に寄与することを目的とします。

| 項目         | 内容  |
|------------|---|
| 施設活用及び維持管理 | 福祉推進のため施設の有効且つ適切な活用に努めます。また、計画的修繕を行い、長期的で安定的な維持管理に努めます。 |

### ③ 社協バス運行管理

目的：市内外福祉施設への視察、その他各種施設等への運行をすることによって、福祉のまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

| 項目                   | 内容   |
|----------------------|--|
| 社協関連行事並びに関係団体等の円滑な利用 | 社協関連行事並びに関係団体等が円滑に利用できるよう、適切なバスの運行管理に努めます。 |

### ④ 社協会員会費制度

目的：各種社協及び地区社協活動を継続的に運営していくために、市民の理解を得て社協会費を集め、各種社協事業及び地区社協活動への配分を行い、様々な地域福祉活動を通じてボランティア等人材育成支援並びに福祉のまちづくりに寄与することを目的とします。

| 項目         | 内容   |
|------------|--|
| 社協会費の加入促進  | 広報誌並びにチラシ等での案内により、個人・法人に対し、加入促進に向けた取り組みを促し、また新規加入促進の働きかけを各関係者の理解・協力を得ながら進めていきます。 |
| 会員会費説明会の実施 | 各地区へ職員が出向き、会員会費制度の趣旨及び使途について理解促進を図ります。また、具体的な会員加入・会費納入手続き等について説明を行います。           |
| 実績報告       | 広報誌等において、会員加入数・納入額・使途について、適宜報告を行います。   |

## ○ 地域包括(瀬戸内市地域包括支援センター)

### 1. 包括的支援事業

#### (1) 総合相談・支援事業

目的：高齢者及び家族が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活をできるだけ継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス・制度の利用支援、及び関係機関へのつなぎ等の支援を行うことを目的とします。

| 項目          | 内容  |
|-------------|---|
| 実態把握／総合相談業務 | <u>実態把握の方針</u><br>地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等について実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組みます。<br><u>総合相談業務の方針</u><br>地域における高齢者の総合相談の中核的機関としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくる。また、地域住民が身近なところで適切な相談・支援が受けられるよう、ランチ事業所と情報交換を密にして活動を行います。 |

|                |   |
|----------------|---|
|                | <p>《実施項目》</p> <p>①窓口・電話等での各種相談受付と訪問対応による支援ニーズの把握、必要な支援へのつなぎ</p> <p>②サービス未利用者等の実態把握訪問、高齢福祉サービス利用前調査及びモニタリング等</p> <p>③ブランチ事業所との定期連絡会の開催による情報共有・意見交換</p>   |
| 地域包括支援ネットワーク構築 | <p>ネットワーク構築業務の方針</p> <p>地域の社会資源やニーズの把握とともに、地域の様々な関係者・機関との連携に努めます。ネットワークの構築により、虐待や消費被害の防止、閉じこもりの予防に努め、支援ニーズのある方の早期発見・対応、地域の社会資源把握・開発につなげていきます。</p> <p>《実施項目》</p> <p>①社協本体業務としても活動支援を行う小地域ケア会議への継続的な参加</p> <p>②地域における多職種連携のため、市トータルサポートセンターとも協力しながら、医療・介護事業者、民生委員・児童委員、その他関係機関との連携を推進</p> |

## (2) 権利擁護事業

目的：さまざまな場面において、権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、自らの権利を理解し行使できるよう、予防や対応を専門的に行うことを目的とします。

| 項 目                        | 内 容  |
|----------------------------|--|
| 高齢者虐待の防止及び対応               | <p>虐待対応の方針 高齢者虐待防止法に基づき、速やかに状況を把握し、市担当課・権利擁護センターと連携しながら適切な対応を図ります。</p> <p>普及・啓発 広く市民に対し、虐待防止について普及・啓発活動を行います。</p> <p>早期発見・対応 関係機関及び地域のネットワークとの連携を図り、早期発見・対応を行うとともに、継続した予防的支援を行います。</p>             |
| 消費被害の防止及び対応                | <p>消費被害対応の方針 消費被害状況の把握を行い、関係機関との連携により対応を図ります。</p> <p>普及・啓発及び早期発見・対応 関係機関及び地域のネットワークとの連携を図り、消費被害防止の普及・啓発を行うことで地域の意識を高め、早期発見・対応につなげます。</p>   |
| 判断力に不安のある方や権利擁護を必要とする方への支援 | <p>支援の方針 本人の意思決定能力を尊重したうえで、権利擁護支援の必要性を見極め、対応を図ります。</p> <p>普及・啓発 主に高齢者に関わる権利擁護支援の各制度について、権利擁護センター他関係機関との連携を図り、普及・啓発を行います。</p> <p>制度利用支援 権利擁護支援が必要な高齢者に対し、成年後見制度、日常生活自立支援事業、その他諸制度の利用支援・紹介を行います。</p> |

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

目的：地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントが提供できるよう、地域の基盤を整えるとともに、個々の介護支援専門員等へのサポートを行うことを目的とします。

| 項 目                   | 内 容  |
|-----------------------|--|
| 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築  | <p><u>環境整備</u> 多様な社会資源が適切に活用できるよう情報を整理・発信し、公正・中立な立場から介護支援専門員への支援ができるよう、体制の充実を図ります。</p> <p><u>ネットワークづくり</u> 医療・介護・福祉の緊密な連携が図れるよう、多職種連携の研修機会等に積極的に参加します。</p>           |
| 個々の介護支援専門員等へのサポート体制整備 | <p><u>相談体制整備</u> 介護支援専門員等に対する相談体制を整え、定着させます。また、介護支援専門員協会の活動に積極的に参加すること等により、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と連携・協働できる体制を整え、定着させます。</p> <p>その他、必要に応じ、個別事案のケース会議開催等による側面支援を行います。</p> |

### (4) 介護予防ケアマネジメント事業

目的：地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してできる限り自立した生活を継続することができるよう、本人の主体的な活動と生活の質を高めることを目的とします。

| 項 目                     | 内 容   |
|-------------------------|---|
| 地域ケア個別会議の実施             | <p><u>会議目的</u> より利用者の『自立支援』を目指したケアマネジメントを行えるよう、地域ケア個別会議を実施します。</p> <p><u>具体的内容</u> 利用者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、必要な介護保険サービスやボランティア等の社会資源の導入の妥当性について検討します。</p> <p><u>会議構成員</u> 地域包括支援センター職員（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員）・生活支援コーディネーター・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・管理栄養士・薬剤師等の専門職</p> <p><u>開催頻度等</u> 原則月2回開催</p> |
| 指定介護予防支援                | <p><u>支援内容等</u> 要介護認定で要支援1・2の認定を受けた方について、予防給付及びその他必要なサービス等を利用することで、心身の状態の維持・向上を図り、自立した生活が送れるようケアマネジメント業務を行います。</p>  |
| 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援） | <p><u>支援内容等</u> 要支援1・2認定者に加え、基本チェックリストで総合事業の事業対象者とされた方に対して、多様な提供主体による介護予防・生活支援サービスや一般介護予防事業（はつらつOB会等）、地域の社会資源の活用を行い、自立した生活が送れるようケアマネジメント業務を行います。</p>  |
| 一般高齢者の介護予防活動への参加促進等     | <p><u>実施内容</u> はつらつOB会、老人クラブ、サロングループ、地区社協・小地域ケア会議等との連携により、一般高齢者の介護予防活動の場づくり・参加促進を行います。</p>  |

## (5) 認知症総合支援事業

目的：認知症の方やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、認知症地域支援推進員を配置し、ネットワークの構築、相談支援体制を整備することを目的とします。

| 項目         | 内容   |
|------------|--|
| 啓発活動及び理解促進 | <p>認知症サポーター養成講座 地域・各種職域・学校等で開催し、正しい理解と対応方法についての啓発を行います。なお、開催にあたってはキャラバン・メイト(研修を受けた講師役)の協力をいただきます。</p> <p>市民向け講演会・研修会 一般市民への啓発・理解促進、対応方法について学ぶ機会を提供します。</p>         |
| 当事者支援活動    | <p>認知症介護家族の交流会 介護家族が悩みや対応方法等について話し合う機会を提供することで、介護負担の軽減を図り、横のつながりを作るお手伝いをします。</p> <p>認知症カフェ 家族の介護負担軽減と本人の社会参加の機会提供を目的に、関係機関・地域住民と連携して運営します。また、地域の方の参加も広く受け入れます。</p> |
| ネットワークづくり他 | <p>徘徊等への対応 市担当課と連携し、徘徊対応のネットワークづくりと各種事業の普及に取り組みます。また、普段の見守り体制構築を目的として「徘徊模擬訓練」を地域住民の協力を得て、引き続き取り組みます。</p> <p>相談・対応体制 市が設置する認知症初期集中支援チームとの連携を図り、早期診断・早期対応を図ります。</p>  |

## (6) 生活支援体制整備事業

目的：高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加の促進を一体的に図るために、生活支援コーディネーターを配置し、以下の業務を行います。

| 項目                       | 内容   |
|--------------------------|--|
| 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備推進 | <p>業務内容 地域の支援ニーズと社会資源の状況を把握し、課題を抽出すると共に、地域に不足するサービスの創出、担い手の養成、高齢者自身が担い手として活動する場を確保します。また、関係者間の情報共有とサービス提供主体間の連携の体制づくりを進めます。</p> <p>《実施項目》</p> <p>①通いの場（はつらつ教室）の立ち上げ・OB会の支援</p> <p>②介護予防リーダーの育成に協力</p> <p>③生活支援サービス提供機関との連携</p> |
| 協議体との連携                  | <p>業務内容 市が設置する『生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体』の運営、及び生活支援等サービスの企画・立案に関する協力を行います。</p>   |



# ○ 障害者計画相談支援事業所（新）

## 1. 指定特定相談支援事業（新）

### （1）指定計画相談支援事業（新）

目的：特に高齢期を迎える障がい者が、障害福祉サービス等を適切に利用できるよう心身の状況や置かれている環境、障がい者等の希望を勘案し、サービス等利用計画を作成するとともに、継続して障害福祉サービス等を利用できるよう支援することを目的とします。

| 項目              | 内容   |
|-----------------|--|
| サービス等利用計画の作成（新） | 障害福祉サービス等の利用を希望する方の総合的な援助方針やご本人の生活などに関する課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせなどについて検討し、作成します。 |

# ○ 権利擁護（権利擁護センターほっと♡せとうち）

## 1. 権利擁護センター事業

### （1）権利擁護センター運営に係る業務

目的：重要事項の審議や、権利擁護に関する困難事案の支援方針決定、虐待防止と支援ネットワークの構築を目的に各種委員会・研究会を開催します。また、市内の専門職とのネットワークを強化し、相互協力や適切な役割分担の下、成年後見・権利擁護の普及・支援体制を構築することを目的とします。

| 項目                | 内容  |
|-------------------|---|
| 運営委員会の開催          | 年2回開催（5月、3月）。センターの基本方針や事業計画の審議や関連する規定の改廃等を審議します。<br>成年後見の利用促進計画で令和3年度までに設置が想定されている中核機関について協議します。                    |
| 支援検討委員会の開催        | 年10回開催。委員会は瀬戸内市の権利擁護体制全体のコントロールタワーとして位置付けられます。個別事例の支援調整、困難事例の検討、虐待・市長申立て事案においては後見人候補者の調整を含めて方針決定を行います（コアメンバー会議を包含）。 |
| 権利擁護事例研究会の開催      | 毎月1回開催。個別事例の研究や権利擁護に関する情報交換、ミニ講義等を行い、支援ネットワークの更なる充実を図ります。   |
| 障がい者権利擁護研修会       | 障害福祉サービス事業所向けに、合理的配慮や支援の質の向上に資する研修会を開催します。  |
| 高齢者・障がい者生活なんでも相談会 | 市内の弁護士・司法書士・社会福祉士等、複数の異なる専門家が対応する相談会を年2回開催します。  |
| 相談業務アドバイザーの支援活用   | 当センターで受ける相談に対して法務面でサポートを受けます。生活困窮者支援の分野でも積極的な活用を図ります。   |
| 普及啓発              | 社協広報誌への記事掲載、関係機関の会議出席、パンフレットの活用等により行います。  |

## (2) 虐待対応業務

目的：児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待、DV 支援を対象範囲として、多問題家庭、他機関・行政間をまたがる事例に対し、関係者との連携を深め課題解決に努めることを目的とします。なお、対応方針の検討は、支援検討委員会にて行います。

| 項目         | 内容   |
|------------|--|
| 初動期における内容  | 相談対応、通報受理、受理会議の開催、コアメンバー会議の開催、アドバイザーへの連絡調整、専門的サポート・関係機関への連絡調整、情報の収集、ケース管理及びケース分析並びに資料作成の支援を行います。 |
| 対応段階における内容 | 情報収集、要因・課題の整理、対応計画の素案の作成、支援検討委員会の開催、ケース会議の開催、ケース管理、資料作成、関係機関への連絡及びアドバイザーへの連絡を行います。               |
| 終結段階における内容 | 情報収集、虐待状況の解消の確認、モニタリング・ケース管理、評価会議の開催及び今後の支援担当機関の確認を行います。   |

## (3) 成年後見業務

目的：成年後見の市長申立てが必要と思われる対象者に対しての市担当課への専門的助言・支援を行います。担当課より依頼を受け、帳票の作成支援を行うとともに関係機関との連絡会議等の業務を行い、高齢者等に関する成年後見制度利用に関する支援を行うこと、また、成年後見制度の普及啓発・広報を行うことを目的とします。

| 項目             | 内容   |
|----------------|--|
| 市長申立支援         | 相談、調査・検討、本人・親族調査、本人の判断能力の確認、申立必要書類の作成、医療機関との連携、関係団体の紹介・連携、後見人等の相談対応、関係機関への連絡調整及び権利擁護アドバイザーへの連絡を行います。 |
| 成年後見制度利用支援     | 相談、必要時本人・親族による申立に必要な書類の作成支援、関係機関への連絡調整を行います。   |
| 市民後見人受任調整会議の開催 | 権利擁護アドバイザーの専門的助言により、受任案件の精査・調整を行います。   |
| 普及啓発           | 社協広報誌への記事掲載、関係機関の会議出席、パンフレットの活用、セミナー開催等により行います。  |

## (4) その他市民の権利擁護に関し必要な業務

目的：既存組織と連携を行い、消費被害や入院・入居に支援の必要な高齢者等の早期発見・予防対応の充実を図ることを目的とします。

| 項目         | 内容  |
|------------|---|
| 消費被害者 予防対応 | 定期的見守り支援及び関係者・関係機関との連絡調整を行います。                      |
| 〃 福祉的支援    | 高齢者及び障害者への専門的支援、関係者・関係機関との連携調整並びに福祉・介護サービスの調整を行います。 |

|              |  |
|--------------|--|
| 消費被害者 普及啓発業務 | 市民、関係機関への講座並びに研修を実施します。  |
| 入居・入院支援      | 成年後見制度利用支援や(特非)おかやま入居支援センターとの連携のもと、適切な対応を行います。また、市内での入居支援を検討します。 |

## 2. 市民後見推進事業

### (1) 市民後見推進業務

目的：市民後見の推進事業を行い、地域での見守り支援の充実を図ることを目的とします。

| 項目      | 内容  |
|---------|---|
| 市民後見人養成 | 市民後見に係る相談、募集、選考会の開催、研修の実施、交流会の企画・実施、バンク登録者の相談フォロー、関係機関との連絡調整や専門的サポート、アドバイザーへの連絡調整を行います。 |
| 普及啓発    | 社協広報誌への記事掲載、関係機関の会議出席、パンフレットの活用、セミナー開催等により行います。   |

## ○ 生活相談（瀬戸内市生活相談支援センター）

### 1. 自立相談支援事業

#### (1) 自立相談支援業務

目的：生活困窮者からの相談に包括的、継続的に対応するとともに、自立に向けてのアセスメント、プラン作成等の支援、関係機関及び団体とのネットワークづくりを行うことを目的とします。

| 項目         | 内容  |
|------------|---|
| 初動期における内容  | 相談の受付、アセスメントを実施し、自立支援計画（プラン）を作成します。                           |
| 対応段階における内容 | 相談者のニーズ等の情報共有を図り、支援方針を決定するための支援調整会議の開催、支援サービスの提供、モニタリングを行います。 |
| 終結段階における内容 | 支援状況等の確認のためのプランの評価、支援終結の判断を行います。                              |

### 2. 家計改善支援事業

#### (1) 家計改善支援業務

目的：家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とします。

| 項 目        | 内 容   |
|------------|---|
| 初動期における内容  | 相談の受付、アセスメントを実施し、家計再生プランを作成します。                               |
| 対応段階における内容 | 相談者のニーズ等の情報共有を図り、支援方針を決定するための支援調整会議の開催、支援サービスの提供、モニタリングを行います。 |
| 終結段階における内容 | 支援状況等の確認のためのプランの評価、支援終結の判断を行います。                              |

### 3. 地域支援ネットワークの推進その他事業に関する事項

目的：これまでに社協が推進してきた地区社協、小地域ケア会議等の地域における福祉ネットワークとの連携強化を図るとともに、市民及び関係機関に対して生活相談支援センターの周知を積極的に行い、生活困窮者の支援を通じた地域づくりを行うことを目的とします。

| 項 目               | 内 容  |
|-------------------|--|
| 地域支援ネットワークづくりの推進  | 生活困窮者の潜在的ニーズを把握するため、民生委員、福祉委員、地区社協、行政等と連携を強化し、早期発見・早期支援につなげます。<br>定期的に生活困窮者自立支援ネットワーク会議を開催し、関係機関及び関係者との情報共有、ネットワークの構築を図るとともに、地域における支援体制づくりに努めます。 |
| 普及啓発              | 本会広報誌及びホームページへの情報掲載や小地域ケア会議、ふれあいサロン等へ参加し、普及啓発に努めます。<br>市各課との連携強化を図るために、本センターについて説明する機会をもち、事業の周知啓発を図ります。  |
| 担当者の知識習得及び技術研鑽の確保 | 各種研修会に参加し、職員の相談援助の専門性の向上に努めます。   |